

○国土交通省告示第二百三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十条の九の三の規定に基づき、国土交通大臣が指定する農産物の処理に供する建築物を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

農産物の処理に供する建築物を指定する件

建築基準法施行令第三百三十条の九の三の規定により国土交通大臣が指定する農産物の処理に供する建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 米、小麦、大麦その他これらに類する農産物の乾燥又はもみすりに供する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当する事業を営むもの
- イ 当該農産物の乾燥で出力の合計が二キロワットを超える原動機を使用するもの
- ロ 当該農産物のもみすりで出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの
- 二 大豆、小豆その他これらに類する農産物の乾燥に供する建築物であつて、当該農産物の乾燥で出力の合計が二キロワットを超える原動機を使用するものを営むもの
- 三 茶の精揉に供する建築物であつて、当該茶の精揉で出力の合計が二キロワットを超える原動機を使用するものを営むもの

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。